

こ成事第 434 号
令和 5 年 8 月 22 日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
児童相談所設置市市長
市区村長

こども家庭庁成育局長

都市部における障害児施設等の整備の促進について

都市部の深刻な用地問題に対応し、用地の有効活用及び高度利用を図る観点から、既存施設の用地の活用及び施設の高層化により、都市部における障害児施設等の整備の促進を図ることとしており、この交付金の交付については、令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 370 号こども家庭庁長官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）により行うこととされているが、その取扱いにあたっては交付要綱によるほか、次によることとし、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとしたので、管内社会福祉法人等に周知徹底を図られたい。

また、障害児施設等の高層化にあたっては、整備時はもとより整備後においても非常時の避難等入所者に対する防災上の安全性の確保については万全を期するよう指導方お願いする。

I 既設社会福祉施設用地有効活用改築促進制度

1 趣旨

都市部における障害児施設等の新規設置については、深刻な用地不足からその整備が進まない実態にあることから、こうした問題を緩和するため、既存施設を整備需要の高い施設と複合化して改築する場合に経過年数を緩和し、老朽度にかかわらず優先的に改築を認め、社会福祉法人が設置する場合に独立行政法人福祉医療機構の無利子融資の優遇措置を講じることにより、都市部における整備の促進を図る。

2 改築対象施設

- (1) 原則として、障害児施設等の延面積の50%以上が10年以上経過した建物であること（原則として老朽度は問わない。）
- (2) 特別区並びに人口10万人以上の市、特別区及び指定都市・中核市周辺の市で施設の立地が困難な地域と認められる人口密集地に所在し、他の緊急度の高い施設と複合化して改築する障害児施設等

3 優遇措置の内容

- (1) 交付金の優先採択
- (2) 社会福祉法人が整備する場合に、本制度の対象施設の整備に係る経費について独立行政法人福祉医療機構融資において、同機構の定める貸付基準に基づき、一部又は全部を無利子融資とする。ただし、初度設備に要する経費については対象としないこととする。

II 高層化特例割増制度

1 趣旨

都市部の深刻な用地問題に対応し、用地の高度利用を図る観点から、高層化する場合に必要となるスペースを確保できるよう交付金の優先採択等を行うこととし、これにより都市部における整備の促進を図る。

2 対象施設

特別区並びに人口10万人以上の市、特別区及び指定都市・中核市周辺の市で施設の立地が困難な地域と認められる人口密集地に整備する3階建以上の施設のうち、交付要綱に定められた障害児施設等

3 優遇措置の内容

交付金の優先採択